

大阪市西成区役所保健福祉課（生活援助）臨時的任用職員（福祉職員）募集要項

令和8年5月22日
大阪市西成区役所

1 採用予定者数・任用期間・受験資格

採用予定者数	2名
任用期間	令和8年7月1日～令和8年12月31日 ※欠員の状況により任用期間を延長することがあります。
受験資格	<p>社会福祉主事任用資格を有する者又は採用予定日までに取得見込みの者。 ただし、地方公務員法第16条各号（7、8ページ参照）に該当する者及び日本国籍を有しない者は受験できません。</p> <p>また、社会福祉主事任用資格を有するには、次の（ア）～（ウ）のいずれかに該当することを要します。</p> <p>（ア）社会福祉法により、厚生労働大臣の指定する科目（1、2ページ参照）のうち、大学(短期大学を含む)において3科目以上履修し、卒業すること。</p> <p>（イ）社会福祉法により、厚生労働大臣の指定する養成機関又は講習会の課程を修了すること。</p> <p>（ウ）社会福祉士又は精神保健福祉士。</p>

厚生労働大臣の指定する科目

【昭和25年～昭和56年卒業者】 社会事業概論、社会保障論、社会事業行政、公的扶助論、身体障害者福祉論、児童福祉論、社会学、心理学、社会事業施設経営論、社会事業方法論、社会事業史、保育理論、社会調査統計、医学知識、看護学、精神衛生学、公衆衛生学、生理衛生学、栄養学、倫理学、教育学、経済学、経済政策、社会政策、協同組合論、法律学、刑事政策、犯罪学、医療社会事業論、修身

【昭和56年～平成11年卒業者】 社会福祉概論、社会保障論、社会福祉行政、公的扶助論、身体障害者福祉論、老人福祉論、児童福祉論、精神薄弱者福祉論、社会学、心理学、社会福祉施設経営論、社会福祉事業方法論、社会福祉事業史、地域福祉論、保育理論、社会調査統計、医学知識、看護学、精神衛生学、公衆衛生学、生理衛生学、栄養学、倫理学、教育学、経済学、経済政策、社会政策、協同組合論、法律学、刑事政策、犯罪学、医療社会事業論

【平成11年～平成12年卒業者】社会福祉概論、社会保障論、社会福祉行政、公的扶助論、身体障害者福祉論、老人福祉論、児童福祉論、知的障害者福祉論、社会学、心理学、社会福祉施設経営論、社会福祉事業方法論、社会福祉事業史、地域福祉論、保育理論、社会調査統計、医学知識、看護学、精神衛生学、公衆衛生学、生理衛生学、栄養学、倫理学、教育学、経済学、経済政策、社会政策、協同組合論、法律学、刑事政策、犯罪学、医療社会事業論

【平成12年～現在までの卒業者】社会福祉概論、社会保障論、社会福祉行政論、公的扶助論、身体障害者福祉論、老人福祉論、児童福祉論、家庭福祉論、知的障害者福祉論、精神障害者保健福祉論、社会学、心理学、社会福祉施設経営論、社会福祉援助技術論、社会福祉事業史、地域福祉論、保育理論、社会福祉調査論、医学一般、看護学、公衆衛生学、栄養学、家政学、倫理学、教育学、経済学、経済政策、社会政策、法学、民法、行政法、医療社会事業論、リハビリテーション論、介護概論

※指定科目の読替え：上記指定科目名称以外であっても指定科目として認められる範囲（「読替え」と呼称）を規定しており、この読替えの範囲としてあげられている科目名と同じ名称の科目を履修されていれば、この場合も指定科目を履修したこととなります。

「読替えの範囲」等については、厚生労働省のホームページで必ずご確認ください。

(厚生労働省ホームページ)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/shakai-kaigo-fukushi1/shakai-kaigo-fukushi9.html

- ① 当該改正以前に読み替えられた科目について、なお従前の例によることができることとされています。
- ② 大学等が科目の読替えの手続を厚生労働省に行っている場合に限り、異なる科目名でも適用することができますので、大学等に確認してください。

2 選考方法

(1) 書類選考（小論文試験1問）

次の課題について800字程度でまとめ、申込の際に提出してください。

大阪市ホームページ上に小論文用紙を掲載しますので、所定の様式で提出してください。

課題：生活保護制度を運用するにあたり生活保護受給者への必要な支援を行うケースワーカーの役割についてあなたの考えを述べよ

※必ず手書きで記述してください。

(2) 口述（面接）試験

主として人物について面接により行います。

日時：令和8年6月18日（木曜日）午前中

場所：西成区役所（詳細な集合時刻・場所については、受験者各自に通知します。）

※試験当日、集合時刻より 15 分以上遅れた場合は受験できません。

3 合格から採用まで

- (1) 試験結果については、受験者全員に本人あて通知します。
- (2) 小論文試験及び口述（面接）試験（各 50 点満点）の成績が一定基準以上で上位のものを合格とします。
- (3) 受験者の成績が一定の水準に達しない場合は合格者数が採用予定者数を下回る場合があります。
- (4) 合格者は大阪市西成区役所保健福祉課（生活援助）臨時的任用職員（福祉職員）採用候補者名簿（以下「採用候補者名簿」という。）に登録し、小論文試験及び口述（面接）試験の合計得点順で任用します。なお、採用候補者名簿の登録期間は、「任用期間」令和 8 年 12 月 31 日までとします。
- (5) 採用候補者名簿に登載された採用予定者以外の者は、採用予定者の採用辞退等で欠員が生じた場合に、順次、採用予定者とします。本人の都合により辞退された場合は、採用候補者名簿順位の最後尾に再登録となります。
なお、採用候補者名簿の登録期間は、「任用期間」令和 8 年 12 月 31 日までとなりますので、採用時期が令和 8 年 7 月 1 日以降になる場合や、採用されない場合があります。
- (6) 合格後、受験資格がないこと及び申込みの内容に虚偽が認められた場合には、合格を取り消すことがあります。

4 受験手続

必要書類を持参または送付してください。なお送付する場合は必ず簡易書留（または簡易書留に準ずるもの）で申し込んでください。

受付期間	令和 8 年 5 月 22 日（金曜日）から同年 6 月 8 日（月曜日）まで 〔持参の場合：令和 8 年 6 月 8 日（月曜日）午後 5 時 30 分まで〕 〔送付の場合：令和 8 年 6 月 8 日（月曜日）必着〕
提出先	〒 5 5 7 - 8 5 0 1 大阪市西成区岸里 1 - 5 - 2 0 大阪市西成区役所保健福祉課（生活支援） 【区役所庁舎 3 階 31 番窓口】 〔持参の場合の受付時間〕 午前 9 時～午後 0 時 15 分及び午後 1 時～午後 5 時 30 分。ただし、土日、国民の祝日に関する法律に規定する休日（以下「祝日等」という。）は不可 ※「採用試験申込書等在中」と朱書した封筒に下記①～⑥の書類を入れて送付してく

	<p>ださい。</p> <p>※なお、書留以外の方法により送付された場合の事故については責任を負いません。 また、郵送料金不足の場合は受け付けません。</p>
<p>必要書類</p>	<p>次の書類等に不備がある場合は試験を受験できないことがあります。 必要書類の記載に際しては、ボールペン等を使用して記載してください。(消すことができるペンや鉛筆は不可。)</p> <p>① 大阪市西成区役所保健福祉課（生活援助）臨時的任用職員（福祉職員）採用試験 申込書（以下「試験申込書」という。） 1通 ※過去3ヶ月以内に撮影した上半身、正面、脱帽の写真を必ず貼付してください。 ※試験申込書は、本市所定の様式に限ります。 ※試験申込書は、大阪市西成区役所ホームページから取得していただくか、後掲の 募集要項等配付場所まで受け取りに来てください。また、郵便での請求も可能です。 ※記載内容に虚偽が判明した場合は、合格を取り消します。</p> <p>② 社会福祉主事任用資格の確認ができる書類 1通 ※社会福祉主事任用資格証明書又は大学等の履修証明書 ※社会福祉主事任用講習会受講修了証明書 ※社会福祉士・精神保健福祉士資格証 等 ※大学等が科目の読替の手続を厚生労働省に行っている場合に限り、異なる科目名 でも適用することができますので、大学等に確認してください。</p> <p>③ 面接カード 1通 ※面接カードは、本市所定の様式に限ります。 ※面接カードは、面接試験の際の参考にします。 ※面接カードは、大阪市西成区役所ホームページから取得していただくか、後掲の 募集要項等配付場所まで受け取りに来てください。また、郵便での請求も可能です。 す。</p> <p>④ 小論文用紙（1題） 1通 ※小論文用紙は、本市所定の様式に限ります。 ※小論文用紙は、大阪市西成区役所ホームページから取得していただくか、後掲の 募集要項等配付場所まで受け取りに来てください。また、郵便での請求も可能です。 す。</p> <p>⑤ 任期に関する承諾書兼申し立て書 1通 ※任期に関する承諾書兼申し立て書は、本市所定の様式に限ります。 ※任期に関する承諾書兼申し立て書は、大阪市西成区役所ホームページから取得し</p>

	<p>ていただくか、後掲の募集要項等配付場所まで受け取りに来てください。また、郵便での請求も可能です。</p> <p>※記載内容に虚偽が判明した場合は、合格を取り消します。</p> <p>⑥「受験案内」送付用の定型封筒（長形3号） 1通</p> <p>※必ず宛先を記載のうえ、320円切手を貼付してください。</p> <p>※切手の提出がない場合は、受験案内の送付をしませんので、必ず提出してください。</p>
受験案内の送付	<p>試験の時間等の詳細については、受験申込み受け付け次第、順次特定記録郵便で受験案内を受験者本人あて送付します。</p> <p><u>なお、令和8年6月16日（火曜日）午後1時までに受験案内が届かない場合は、同日の午後5時までに大阪市西成区役所保健福祉課（生活支援）あてに連絡してください。</u></p>

5 従事する職務

職務内容	<p>西成区役所保健福祉課に勤務し、「最低限度の生活の保障」と「自立の助長」を目的とする生活保護法等に基づく、ケースワーク業務。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護決定 ・訪問・調査 ・指導・指示 等
------	--

※臨時的任用職員の採用は、公務員に関する基本原則（日本国籍を有しない者は、公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる職に就くことはできないという原則）に基づき行われます。

6 勤務条件

勤務場所	西成区役所保健福祉課（生活援助）： 西成区役所（大阪市西成区岸里1-5-20 西成区役所3階）	
勤務日	月曜日から金曜日まで（祝日等・年末年始を除く）	
勤務時間	午前9時から午後5時30分まで（休憩時間45分）	
休日	土曜日・日曜日・祝日等・年末年始	
時間外勤務	必要に応じて従事	
年次休暇	臨時的任用職員	10日（任用期間に応じて比例付与）
給料	臨時的任用職員	月額238,496円（地域手当を含む。令和8年5月現在） ※前歴等がある場合は、その経歴に応じて加算されることがあります。
通勤手当・期	臨時的任用	本市職員基準により支給

末勤勉手当・扶養手当・住居手当など	職員	
社会保険	臨時的任用職員	健康保険あり、厚生年金あり、雇用保険なし
その他		上記以外の勤務条件の詳細については採用決定後、お知らせします。 なお、給料・諸手当等については、今後変更される場合があります。

7 募集要項・申込用紙の請求

配付場所	市民情報プラザ（市役所1階）・各区役所区民情報コーナー・大阪市西成区役所保健福祉課（生活支援）・大阪市サービスカウンター（梅田、難波、天王寺） ※5月22日以降順次配架予定
郵送で請求する場合	封筒の表に「臨時的任用職員募集要項請求」と朱書し、角形2号の返信用封筒（A4判のノートが入る大きさ・140円切手（速達の場合は速達料金を加えた切手）貼付・郵便番号と宛先を明記）を同封し、大阪市西成区役所保健福祉課（生活支援）あてに請求してください。 ただし、令和8年6月4日（木）直近の消印のものについては、事務手続上、申込期日までに届かない場合があります。

8 試験結果の開示

試験の結果、不合格の場合には、次の要領で申し出ることにより、成績をお知らせします。

試験不合格者の得点（小論文・口述（面接））については、令和8年6月24日から同月30日までの間で（平日午前9時～正午、午後1時～午後5時）、大阪市西成区役所保健福祉課（生活支援）内において開示しますので、受験者本人であることが確認できる書類（顔写真の添付のあるもの：マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等）を持参のうえ、口頭で申し出てください。

9 備考

- （1）この試験において提出された書類等は、受付後返却しません。
- （2）合否結果については、受験者本人以外にはお知らせできません。
- （3）受験に際して大阪市が収集した個人情報、職員採用試験の円滑な遂行のために用い、個人情報の保護に関する法律及び大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例に基づき適正に管理します。
- （4）欠員の状況によっては募集内容を変更する場合があります。その場合は大阪市西成区ホームペ

ージに掲載し、試験申込者あて通知します。

10 受験にあたって

大阪市においては、市民から信頼される市政の実現を図るため、服務規律の確保に関して、様々な取組み及び遵守すべき事項を定めており、また、適宜、管理監督者からの指導が行われます。

次に記載している条例等の内容は、その一部を抜粋したものです。必ず一読し、心得たうえで、採用試験に関する手続を行ってください。

【大阪市職員基本条例】抜粋

(倫理原則)

第4条 職員は、自らの行動が市政に対する市民の信用に大きな影響を与えることを深く認識して、常に厳しく自らを律して服務規律を遵守するとともに、倫理意識の高揚に努めなければならない。

(職員倫理規則)

第8条 市長は、倫理原則を踏まえ、職員の倫理意識の高揚を図るために必要な事項に関し、市規則（以下「職員倫理規則」という。）を定めるものとする。

2 職員倫理規則には、服務規律の確保及び市民の疑惑や不信を招くような行為の防止のために職員の遵守すべき事項を定めなければならない。

【その他遵守すべき事項の例】

- ・勤務時間中は、常に清潔な身だしなみを心がけ、市民に不快感をおぼえさせないようにすること
- ・勤務時間中は喫煙を行わないこと
- ・勤務時間中は、身体に入れ墨がある職員にあっては、それを市民に見せないこと（入れ墨を入れている職員に対しては、消すように指導している。）
- ・入れ墨の施術を受けないこと

(参 考)

地方公務員法（抜粋）

[欠格条項]

第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊する

ことを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

1 1 問い合わせ先

大阪市西成区役所保健福祉課（生活支援）

電話（06）6659-9872

〒557-8501 大阪市西成区岸里1-5-20 西成区役所3階

Osaka Metro 四つ橋線「岸里」駅2番出口すぐ

Osaka Metro 堺筋線・南海本線・高野線「天下茶屋」駅

西へ50メートル行き、南へ200メートル先